

高体連名寄支部 決定・申し合わせ事項

1 支部大会関係

(1) 当番校決定手順

- ア 顧問会議にて当番校希望等を話し合う。
- イ 専門委員は顧問会議等での要望を支部事務局、該当学校に連絡する。
- ウ 学校理事は学校事情、当該部顧問、専門委員等の要望を考慮し事務局へ希望種目を報告する。
- エ 秋季の理事総会で審議決定する。

(2) 当番校の任務

- ア 大会日程の決定
 - (ア) 原則として2日以内とし3日間にわたる場合には事前に事務局に連絡し理事総会の承認を得ること。
 - (イ) 専門委員と連絡し全道大会申し込み締切日を確認のうえ、間に合うように決定する。
 - (ウ) 開催時期は5月下旬から6月当初に集約する。

イ 諸報告事項について

※支部事務局へ

- (ア) 要 項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部 (原則・大会終了後2週間以内)
- (イ) プログラム (成績記入済み)・・・・・・・・・・ 1部 (")
- (ウ) 平成〇年度高体連名寄支部大会結果報告書・ 1部 (")
- (エ) 大会決算報告書・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部 (")

※専門委員へ

- (ア) プログラム (成績記入済み)・・・・・・・・ 2部 (大会終了後)
- (イ) 成績一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部 (大会終了後)

ウ 組み合わせ抽選会について

- (ア) 専門委員および近隣学校関係者にて行う。(事前に行う場合)
- (イ) イの場合は原則として決定後関係学校に連絡する。

エ 参加料について

- (ア) 個人参加料 1名につき600円×参加選手分 (当番校に納入する)
但しバドミントンの大会は団体戦1チーム6,000円 個人戦ダブルス1組
2,400円 シングルス1人1,200円とする。
- (イ) 陸上競技個人参加料 1名につき800円
- (ウ) 陸上競技プログラム代として1名につき250円納入する。

2 新人大会関係

(1) 当番校決定手順

※支部大会に準ずる

(2) 当番校の任務

ア 大会日程の決定

関係学校、関係協会等で話し合い決定後事務局に報告する。

イ 諸報告事項について

(ア) 要 項

(イ) プログラム (成績記入済み)

(ウ) 成績一覧表

(エ) 大会決算報告書

以上、支部事務局・専門委員への報告は支部大会に準ずる。

ウ 大会運営費について

(ア) 支部補助費と参加料で運営する。

(イ) 陸上競技の支部補助費は150,000円とする。

エ 南北決勝大会の運営について

バレーボール、バスケットボールについては、北ブロック大会に連動させる。

3 全道大会関係

(1) 当番校決定手順

※支部大会に準ずる

(2) 当番校の任務

ア 大会日程の決定

イ 諸報告事項について

(ア) 要 項

(イ) プログラム (成績記入済み)

(ウ) 成績一覧表

(エ) 大会決算報告書

以上、支部事務局・専門委員への報告は支部大会に準ずる。

(3) 大会運営費について

支部補助金・道高体連補助金及び参加料で運営する。

4 共催大会関係（総会で承認されたものでなければ共催にできない）

(1) 事前に提出するもの

ア 大会要項

(2) 事後に提出するもの

イ 大会結果報告書

5 その他

- (1) 大会要項発送はすべて学校長宛にすること。（協会共催大会も含む）
- (2) 選抜大会のある種目もその予選を行わず新人大会にこれを兼ねることができる。
- (3) 学校間の各部で練習試合を行う場合も文書交換を行う。
- (4) 道専門部会に出席の専門委員の旅費のうち、一回分を支部費より道高体連旅費規程により支給する。請求については、支部所定の「高体野連出張復命書および旅費請求書」にて行う。
- (5) 専門委員不在種目の道専門部との連絡等については事務局が行う。
- (6) 支部費の補助による審判講習会はその年度の全道大会開催種目を優先する。
- (7) 支部高体連予算書は事務局校交代時、前年度事務局校で作成する。
- (8) 副支部長は、次期事務局校の校長がこれにあたる。
- (9) 道理事は事務局長と次期事務局校の教諭がこれにあたる。
- (10) 支部の事務局は土別翔雲高校・名寄高校・稚内高校・名寄産業高校・稚内大谷高校でローテーションする。
- (11) 定例総会は春季および秋季の年2回開催し、春季は高体連名寄支部理事総会・高野連名寄支部理事総会・高文連名寄支部理事総会を合同で行い、秋季は高体連名寄支部理事総会および高野連名寄支部理事総会を合同で行う。
- (12) 高体連資料（会議録・大会結果等）は名寄高校に保管する。資料についての問い合わせは事務局を窓口とする。

平成20年11月28日 一部改正。

平成23年 5月20日 一部改正。

平成24年 5月20日 一部改正。

平成29年 5月12日 一部改正。

令和 2年 5月 8日 一部改正。